

午前九時〇〇分開議

○議長（高野正君） おはようございます。ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

お諮りします。

日程第1 議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第2 議案第2号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、同種の事件として一括議題に供したいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 異議なしと認めます。したがって、日程第1 議案第1号、日程第2 議案第2号を一括議題とします。

2件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第2号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして一括して細部説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告によるものでございまして、主な改正ですが3点ございます。

1点目は給料表の改正で、平均0.2%の引き上げでございます。月額400円から1,500円の増加となります。

2点目は勤勉手当の改正で、現行勤勉手当は年間1.8カ月のところを0.05カ月引き上げ、年間1.85カ月とするものでございます。

3点目は宿日直手当の改正で、勤務1回につき4,200円を4,400円とするものでございます。

お手元の新旧対照表もご参照ください。

議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、第5条第2項の改正は期末手当の改正で、年間の増減はございませんが、6月に支給する場合においては「100分の122.5」を「100分の130」に、12月に支給する場合においては「100分の137.5」を「100分の130」とし、6月と12月の支給が均等になるよう配分するものでございます。

次に、議案第2号 美浜町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、条例改正の本文が第1条と第2条の2つに分かれています。

第1条関係では、第25条の改正は、宿日直手当について、勤務1回につき「4,200円」を「4,400円」とするものでございます。なお、半日に相当する場合は「2,100円」が「2,200円」となります。

第27条第2項の改正は、平成30年12月の勤勉手当について0.05カ月引き上げるもので、一般職員については「0.9カ月」を「0.95カ月」に、再任用職員につい

では「0.425カ月」を「0.475カ月」とするものでございます。

第27条第5項の改正は、勤勉手当の支給について、内容変更の改正ではなく、今回の改正により読みかえ規定を明確に特定するための改正でございます。

別表第1の改正は給料表の改正で、若い職員では最大で月額1,500円、級の高い職員では400円の増加となるものでございます。

第1条の規定のうち宿日直手当、給料表の改正は平成30年4月1日にさかのぼって適用し、勤勉手当の改正は平成30年12月1日から適用となります。

次に、第2条関係では、第26条の改正は期末手当の改正で、年間の増減はございませんが、第2項の一般職員では、「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」とするものでございます。

第3項は、再任用職員についての期末手当の改正であります。一般職員、再任用職員ともに、6月と12月の支給が均等になるよう配分するものでございます。

第27条第2項の改正は、平成31年6月、12月の勤勉手当の改正であります。第1号の一般職員の改正は「100分の95」を「100分の92.5」に、第2号の再任用職員の改正は「100分の47.5」を「100分の45」とするものでございます。

第2条の規定は、平成31年4月1日から施行となります。

附則については、今ご説明いたしましたそれぞれの改正の適用日と内払いの規定でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） 2件一括して質疑を行います。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） ささいな質問なんですけれども、人事院勧告云々という話がございますけれども、結局夏と冬のボーナスを均衡にしようと、この理由は何ですか。どういう理由で結局今までの形が悪くて均衡にする必要があるんですか。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、人事院勧告についてですが、国におきましては、人事院が毎年4月1日時点で民間給与との較差を調査し、その差を埋めるために勧告を行うものでございます。また、人事委員会を置かない市町村につきましては、都道府県人事委員会における調査結果を参考としまして適切に対応を行うこととされております。よって、美浜町におきましても、勧告に沿った内容で条例改正をお願いするものでございます。その中で、今回の改正内容が人事院勧告のほうで勧告されましたので、当町の条例についても改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） その仕組みはよくわかっているつもりです。ということは、今の

課長の話を要約させてもらえば、民間は夏と冬のボーナスの較差がなくなっているという  
そういう理解の仕方でもいいのでしょうか。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

民間の夏と冬のボーナスの較差ということでございますけれども、そこまではちょっと  
わかりません。あくまでも人事院勧告に沿った形で今回改正のほうをお願いするもので  
ございます。

以上でございます。

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから議案第1号について討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） 続いて、議案第2号について討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから議案第1号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 議会議員の議員報酬及び  
費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町職員の給与に関す  
る条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号 美浜町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関す  
る条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第3号 美浜町地方活力向上地域における固定資産税の特  
別措置に関する条例の一部を改正する条例につきまして細部説明を申し上げます。

この条例は、国の地域再生法第5条第15項の規定により、和歌山県地方活力向上地域  
特定業務施設整備プロジェクトが認定を受け、これによって本町の認定事業者に対し固定  
資産税の特別措置を講じるために平成28年3月に制定されたものでございます。

今般、地域再生法の改正により、地方交付税により減収補填される期間を平成32年3  
月31日まで2年間延長し、東京23区からの本社機能を移転する移転型について、課税  
免除をした場合にも、国から減収額の一部が交付税で補填されることとなったため、現行  
の不均一課税から3年間の課税免除に拡充いたしたく、当条例の関係部分の改正をお願い

するものであります。

なお、現在、当町では当条例の特別措置に該当するケースはございません。

附則として、この条例は公布の日から施行いたします。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第4号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第6号）につきまして細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ18,338千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を38億25,983千円とするものでございます。

最初に、全体的なものとして各科目において給料、職員手当等、共済費、退職手当負担金の追加がございます。この追加は、給与条例の改正のところでお認めいただいた人事院勧告による増加分、人事評価による増加分、共済費の標準報酬月額の変更等が主な要因でございます。また、超過勤務手当では、台風による職員の警戒体制や被害を受けたことによる業務の増加等により追加してございます。

まず4ページ、第2表は債務負担行為の追加でございまして、防災行政無線デジタル化改修事業については実施設計や電波状況調査を行い、近畿総合通信局へ電波申請し、仮免許の取得、また操作卓などの機器製作に約半年要します。また、その後、機器設置や屋外子局設置、また戸別受信機の設置に至るまで約1年半を要することから債務負担行為をお願いするものでございます。

5ページ、第3表の地方債補正は、防災行政無線デジタル化改修事業に係る地方債の追加でございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

9 ページ、地方交付税、普通交付税 9, 642 千円の減額は、財源調整によるものでございます。

分担金及び負担金、分担金、土木費分担金 127 千円の追加は、小規模がけ崩れ対策事業と災害緊急がけ崩れ対策事業の地元負担金でございます。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、社会福祉費負担金 2, 068 千円の減額は、国民健康保険保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

国庫補助金、農林水産業費国庫補助金、農業費補助金、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金 4, 879 千円の追加は、台風 20 号、21 号で被害を受けた農業用倉庫等の再建・修繕に対する補助金でございます。

県支出金、県負担金、民生費県負担金、社会福祉費負担金 6, 553 千円の減額は、国民健康保険保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

11 ページ、県補助金、民生費県補助金、児童福祉費補助金、紀州 3 人っ子施策補助金 113 千円の追加は、認可外保育所等負担金の補助金でございます。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金 482 千円の追加は、各基金の利子の追加でございます。

寄附金、一般寄附金、ふるさと納税寄附金 30, 000 千円の追加は、当初予算において 20, 000 千円予算計上していましたが、実績見込みにより追加するものでございます。

町債、消防債、緊急防災・減災事業債 1, 000 千円の追加は、防災行政無線デジタル化改修事業に充当いたします。充当率 100%、交付税措置 70% でございます。

次に、歳出について申し上げます。

13 ページ、議会費 86 千円の追加は、人事院勧告等によるものでございます。

総務費、総務管理費、一般管理費 19, 903 千円の追加は、人事院勧告等によるもの、超過勤務手当では総務政策課・防災企画課・出納室の職員 13 名分の追加、ふるさと納税返礼及び事務手数料 18, 000 千円の追加は、ふるさと納税寄附金の実績見込みにより追加するものでございます。

青少年対策費 69 千円の減額は、広域青少年補導センターへの負担金で、前年度繰越金の確定によるものでございます。

地籍調査事業費の共済費 181 千円、賃金 1, 181 千円の減額は、正職員で現場の立ち会いなどを対応したことによる減額で、その減額分を補助金の関係で消耗品費に振替えています。

諸費 233 千円の減額は、御坊広域行政事務組合への負担金で、前年度繰越金の確定と児童手当負担金の精算による償還金でございます。

15 ページ、財政調整基金費 480 千円の追加は、利子の積立金でございます。

高齢者福祉基金費 1 千円の追加は、利子の積立金でございます。

徴税费、税務総務費 1, 736 千円の減額は、職員の休職、人事院勧告等によるもので



ございます。

戸籍住民基本台帳費78千円の追加は、人事院勧告等によるものでございます。

17ページ、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費10,774千円の減額は、人事院勧告等によるもの、国民健康保険特別会計への繰出金の減額によるものでございます。

国民年金費170千円の減額は、人事院勧告等による追加がございますが、超過勤務手当の減額によるものでございます。

老人福祉費4,056千円の追加は、人事院勧告等による追加と各特別会計への繰出金によるものでございます。

19ページ、心身障害者福祉費118千円の追加は、人事院勧告等の追加と障害者給付審査会費分担金は、審査会に依頼する利用者の増加によるものでございます。

地域包括支援センター運営費1,305千円の追加は、人事院勧告等の追加、超過勤務手当は職員5名分の追加でございます。

児童福祉費、児童福祉施設費902千円の追加は、入所人員の増による広域入所負担金の追加、第2子・3子の保育事業の増による認可外保育所等負担金の追加でございます。

児童措置費103千円の追加は、人事院勧告等の追加と超過勤務手当の追加でございます。

21ページ、衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費425千円の追加は、人事院勧告等の追加、台風20号により若野頭首工施設が被害を受けたことによる水道会計への出資金の追加でございます。

墓地基金費1千円の追加は、利子の積立金でございます。

清掃費、塵芥処理費2,931千円の減額は、清掃センター負担金で、前年度繰越金の確定によるものでございます。

し尿処理費1,653千円の減額は、クリーンセンター負担金で、前年度繰越金の確定によるものでございます。

農林水産業費、農業費、農業委員会費158千円の追加、23ページ、農業総務費452千円の追加は、人事院勧告等の追加と超過勤務手当の追加でございます。

農業振興費の野菜花き産地総合支援事業補助金2,962千円、生活営農資金利子補給金8千円、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金4,879千円の追加は、台風20号、21号により被害を受けた農業用倉庫・パイプハウス等への再建・修繕に対する補助金等でございます。

農地費1,247千円の追加は、日高川土地改良区への土地改良施設維持管理適正化事業負担金25千円、土地改良施設維持管理適正化事業拠出金241千円の追加、台風20号により若野頭首工における護床ブロックが被害を受けたことによる負担金466千円と農業集落排水事業特別会計への繰出金515千円の追加でございます。

水産業費、水産業振興費18千円の減額は、人事院勧告等によるもの、工事請負費の日高港西川地区漁船係留施設整備1,829千円の減額については、その執行残を事業の進

捗を早めるために需用費と委託料へ振りかえるものでございます。

25ページ、土木費、土木管理費、土木総務費3,293千円の減額は、職員の育休による減額、超過勤務手当の追加、人事院勧告等によるものでございます。

道路橋梁費、道路橋梁総務費150千円の追加は、防犯灯の修繕費の追加でございます。

道路新設改良費134千円の追加は、人事院勧告等と超過勤務手当の追加、工事請負費の社会資本整備総合交付金事業6,500千円の減額については、本ノ脇橋ほか橋梁補修工事に要する費用の残額をもって、例古橋など3橋の補修設計を実施するため、委託料への振替を行うものでございます。

27ページ、河川海岸費、砂防費は、県営事業で小規模がけ崩れ対策事業60千円、災害緊急がけ崩れ対策事業450千円の追加でございます。

都市計画費、下水道費7千円は、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

消防費、災害対策費1,000千円の追加は、防災行政無線デジタル化改修事業の追加で、総務省の無線規格改正により現在のアナログが平成34年11月までしか使用できませんので、デジタル化に改修するものでございます。

教育費、教育総務費、事務局費136千円の減額は、人事院勧告等と扶養手当の減額によるものでございます。

29ページ、こども園費、ひまわりこども園費220千円の追加は、人事院勧告等によるものでございます。

社会教育費、社会教育総務費7千円の減額は、人事院勧告等と児童手当の減額によるものでございます。

図書館費173千円の追加は、臨時職員1名が健康保険と厚生年金の資格対象者であることが判明したことにより保険料の追加でございます。

以上で歳出の補正についてご説明申し上げました。

添付資料といたしまして、給与費明細書、地方債の現在高の見込に関する調書を添付いたしましたので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） まず、4ページの債務負担行為の補正なんですけれども、たしか国のほうでデジタル化云々という話をされていたような気もするんですけども、先ほど副町長の細部説明によりますと、32年までかかるというようなことなんですけれども、4億69,000千円といたらすごい大きなお金でございます。何ゆえデジタル化する必要があるのかということをお私、理解できかねますので、広域消防のほうでもこういう話があったんですが、デジタル化する必要というのはどういうところにあるのか、ちょっとご説明をお願いできますか。

○議長（高野正君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えいたします。

まず、美浜町の防災行政無線ですけれども、昭和57年4月にアナログ方式により採用、運用を開始しております。既に35年以上経過しておりますけれども、当然老朽化があったり、故障した場合の部品の交換、調達も困難となっているような状況でございます。さらに、無線設備の規則の改正に伴い新しい規格となりますので、デジタル化を進めるということでございます。というのは、今いろいろな電波が飛び交っております。その中に無駄な電波がたくさんあると、そういうようなことで、それを整理するために、わかりやすくいうと、それを整理するために美浜町は近畿通信局のほうで資格をいただいて、そのヘルツ帯周辺を使用して電波を発生すると、無線を発生するというようなこととなりますので、国のほうも平成34年11月までしかこのアナログ方式は使えないということになりますので、それにあわせてデジタル化に改修するというところでございます。

以上です。

○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） ちょっと参考までに、今回の被災農業者向け経営体育成支援事業補助金、この内容にどうこう言うつもりはないんですが、例えば今回の台風を受けて、ほかの産業に特別にこういった補助がつくんだとか、例えば町でいうたら、公共施設を直すのにここで措置がつくんだとか、そういったほかのことというのはあるのかどうかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） まず、農業面につきましては、ご質問にありましたところの被災農業者向け経営体育成支援事業補助金でございます。また、県単事業といたしまして、野菜花き産地総合支援事業補助金がございます。3つ目に、生活営農資金利子補給金ということで無利子の利子補給制度というのがございます。さらに、商工部門におきましては、地域企業等事業再開支援事業補助金というのがございまして、これにつきましては県が10分の1、事業者の方が10分の9というそういう制度もございます。この商工の関係の補助金にございましては、町内の事業者の方が1件、申請を行っているとは県から報告を受けてございます。また、さらにこの補助金につきましては、農業・漁業者の方は対象になりませんが、紀州日高漁協美浜町支所、それから三尾漁業協同組合の施設の修繕に対しても活用するというふうにも今、聞いているところでございます。

以上です。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

交付税措置がつくのかどうかということでございますけれども、先日も和歌山県のほうからなんです、特別交付税についてということで、台風関係の被害が幾らいったんかというところで調査がありました。それによりまして、今後は特別交付税の3月交付分のほうで算定される予定でございます。

以上でございます。



○議長（高野正君） 2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） 本当に特交で返っていただければいいんですけども、不安なところもございます。

ちょっともうついでに、図書館費のところ、健康保険、それから厚生年金保険料の対象者であることが判明したというのがちょっと違和感があったんですが、そのあたりの経緯というのを教えていただきたいと思います。

○議長（高野正君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） お答えします。

まず、常勤職員の労働時間及び労働日数という定義があるんですが、そのうちの4分の3というのが常勤職員と同じ、4分の3を働いたということになると、社会保険料がかかってくるという定義があります。その中で、うちの場合は図書館の臨時職員は5日のうちの3日間の勤務ということで5分の3ということで、その条件にはかからないと思っておりました。ただ、その中で、これまたちょっと法律の改正とかいろいろなのがあったんですが、まずその要件に該当するという事の中で、週の所定時間が20時間以上であることとそれと雇用期間が1年以上が見込まれること、3つ目として、賃金の月額が88千円以上というようなこの要件が出てきました。その場合であれば、この要件に沿うと、たとえ4分の3以下であったとしても、社会保険料がかかってくるというような形になったということのうちの方が全く知らなかったということでありました。ただ、これは年金機構のほうからちょっと調査が入りまして、それを調べたところ、これは該当するという事で言われました。それで今回こういう形で補正するような形になったということです。

以上です。

○議長（高野正君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 先ほどのこの前の谷議員の農業の補助金の件の関連でちょっとお願いします。この補助金を出すことに対しては、私は別に何も谷議員と同じで、何も言うことはないんです。国とか県とか、みんな補助金を出している分については別に何も言うことじゃないんですけども、私、気になっているのは、この前の20号や21号、かなり大きな台風だということで前から言われていて、農業者の経営者の人たちも被害を最小にするように、やっぱり最善のことを尽くしてくれていて、それで当たって壊れるというんだったら私も納得します。というか、自分も農家をやっていたのでよくわかるんですけども、でもこの産業建設課からいただいた資料を見ていて、これを見ていますと、ハウス、やっぱりナイロンを張っているんですね。そしたら、私たち、やっていた者としたら、台風が来るんだったら、いくら中にあっても、もったいないと思ってもビニールをとるんですけども、これは今は手が足りないから全てできないということも十分わかっているんですけども、ある程度、今後のことなんですけれども、こういうのもある程度の対策を頑張ってしていただけることをやっぱり希望します。それで補助金、これはしょう

がないなといって出すんだったら、私も本当にみんなが努力してもこれは天災やというのもわかるんですけども、その辺、課長としてどのようなお考えをお持ちですか。ちょっとお聞かせください。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 十分、龍神議員のお気持ちも理解できるところでございます。私ども農業委員会の会議とか、またその他の農業者の団体の会議等への際には、町として今回の復旧費用に対しては、これぐらいの経費がやっぱり出ていますと、そういうようなお話をする中で、また早目の台風対策についても心がけてくださいと、そのような話もしたいと思います。

以上です。

○議長（高野正君） 6番、繁田議員。

○6番（繁田拓治君） 12ページと14ページ、ふるさと納税についてお尋ねいたします。先日からいろいろニュースを聞いておりますと、宮崎県なんかで3つの自治体で偽のサイトが見つかったという報道がされております。この中身については返礼品が紹介され、寄附額を横棒で消して二、三割程度低い金額が書かれていて、その現金の振り込みを求めると、そういったような類のもので、この偽サイトの特徴として、正規の給付金額の割引を宣伝文句にしていたり、振り込み先が個人の名義になっていたりして、これは宮崎県以外ではなくて、福岡だとか、大分だとか、香川とか、そういったところを含め、全国各地で見つかっていると。返礼品が届かないと連絡を受けた自治体もあるということなんですけど、年末は納税の寄附がふえる時期でありますので、各自治体に注意を呼びかけているということなんですけれども、本町ではどんなものですか。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

返礼品についてでございますが、当町のふるさと納税の返礼品についてですけれども、主にネット業者を通じて返礼品をしているところでございます。そういった中で、寄附された方から届かないとか、そういったことは今までも私自身は聞いてはございません。というところで、順調にその辺については、ふるさと納税についてはいっているのかなと思っているところでございます。

以上です。

○議長（高野正君） 6番、繁田議員。

○6番（繁田拓治君） 今までだったら電話とか、そんなような連絡であったんですが、最近ほとんどこのホームページで公式の取り扱いサイト、そういったものから利用していただくようになると思うんですけども、こういったことについても、なかなか取り締まりが難しいらしいです。そういう偽物を見つけるというのは非常に難しいということで、せっかく美浜町に寄附をしてやろうという方ができて、こういうものにひっかかったりすると非常に申しわけないような気もいたしますので、ここも言ったようなサイトに入って

いくとときに、そのサイトに入る方法というんですか、これについても僕らも余りわからないんですが、非常に難しい、偽物であるかというのを判断するのは非常に難しいとされておりまして、ここら辺につきましてもまた今後工夫していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高野正君） 7番、鈴川議員。

○7番（鈴川基次君） 11ページに今回のあれで30,000千円、ふるさと納税の補正が出ていますけれども、町としてふるさと納税の額の増額に向けていろいろ努力されている一つの成果だと思うんですけれども、この30,000千円というのは現時点で30,000千円アップしているのか、ただまだあと来年の3月まであるわけですから、それを見越して、今は二千何百万円やけれども、見越してしているのか、この30,000千円の根拠を一つ、それとこのふえた原因、大口が何件かあって30,000千円近くアップになったのか、いわゆる小口、10千円、20千円の人がたくさん寄附してくれたのでこれだけふえたのか、そこらあたり、ふえたことはふえたと思うんですが、件数も、思うだけけれども、一番の要因はどういうところにあるのかということがもしわかっただらお願いします。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、昨年度の11月末現在でございますが、それでいきますと、件数でいきますと90件、金額でいきますと2,475千円ございました。今年度、平成30年11月末現在におきましては730件、金額でいきますと27,748千円となっているところでございます。そういったことの中で、ふるさと納税につきましては12月にピークを迎えるというところで、あくまでも過大見積もりにはならないようには注意しているんですけれども、実績見込みということで30,000千円の増額補正をさせていただいているところでございます。

それと、ふえた要因についてなんですけど、これも昨年度の11月末現在ですけれども、返礼品の数なんですけど、昨年度は30件でした。今年度11月末現在でいきますと117件というところで、返礼品の増加、拡大というところが主な要因であると思います。

以上でございます。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今、鈴川議員が聞いてくれたことで、大体主な部分は聞いていただけたんですけれども、以前、私自身、ふるさと納税というシステムが余りいい税金のシステムやないと以前からここで言っております。でも取ったもの勝ちなので早くせえと、現実にこれだけの金額が上がってくるんだったら、当初するべきやと言うたときに取り組んでいたらもっと税収はあったのになと、まず一言。

それで、ことし、年末にどっとふえてくるので30,000千円、ここで補正を組みました、当初が20,000千円のもののが後から30,000千円補正を組むということは

予想を超える応募があったという理解になります。最終的にどれくらいまでいけるのかなと。50,000千円あるというなら50,000千円ぐらいはいただけるやろうと予想をしておられるんやと思うけれども、いや、もしかしたら50,000千円超えるのかなと、そういう率直なお気持ちをひとつお答えいただきたい。

それから、返礼品のほうも18,000千円という話ですけれども、最終的にプラスマイナス幾らぐらいの税収になるのかなというのもちよっとお聞かせください。

それと、国のほうもこのふるさと納税が過熱するということに気づきまして、余り高額な返礼品はやめましょうとか、いろいろ報道されております。その中に、町内で生産されていない、そこの自治体で生産されていないものを外すべきやというような話も実際問題出ていると思います。ネットの業者をお願いしておいたら、ネットを見てみたら、余り美浜町に生産されていないようなそういうものがございます。そんなことを言われたら、こんな小さな自治体、自分のところ以外のものはあかんでといったら物すごく不利になるなとも思っているんですけれども、それがふるさと納税のシステムの、こんな混乱してくるでと言いたくなる場所なんですけれども、そこら辺、政府がこれぐらいの金額までにしてくださいよ、またこういう品物にしてくださいよという中に、うちのところは十分該当していけるのかなと。これからもどんどんやってほしいんですけれども、いけるのかなと、その見通しのほうもちよっとご答弁願えたらと思います。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

前回の9月議会の際に北村議員からの一般質問がございました。そのときに町としての目標額は幾らぐらいかというご質問がございました。そのときには、そのときも今もそうなんですけれども、町としては1億円を目指しているというところでございます。

2点目の実際の収入は幾らぐらいあるのかというところでございますけれども、今回の補正後の金額でいきますと、補正後が50,000千円というところでございます。それでいくと、実際の実質収入におきましては22,500千円が町としての実質収入となる予定でございます。

それと、返礼品の地場産業はどうかというところでございます。なかなか町内での地場産業というのは難しいところでございます。県のほうからも、そういったところで調査等々、国のほうからもあるわけなんですけれども、町としましては、日高管内で地場産業というところを位置づけて返礼品をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 目標1億円ということは非常に頑張ってくださいと思います。ご苦労でございます。ただ、日高管内なら許されるというのは課長の考えなのか、県の方針なのか、いや、国もそのことは許しておりますよというそういうそこら辺の理解の仕方はどう認識したらいいのか、ちよっとお示しいただけたらと思います。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

ふるさと納税についての返礼品につきましては、毎回調査のほう等ございます。そのときにおきましても、当町の返礼品については日高管内で県のほうにも報告しているところがございます。県のほうは国のほうでヒアリングのほうを受けているところがございます。現時点におきましては返礼品についての指摘等はございません。

以上でございます。

○議長（高野正君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 15ページ、16ページの税務総務費のところ、ご説明では、この減額が休職があったという説明があったんですけども、そういう休職の人が出るというのは労働環境に問題があるのかどうかということと、それからこれからまた税務というのは忙しくなるのに、休職した人員の補充というのはどういうふうになっているのかということをお聞きします。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、税務課の休職についてなんですが、人員の補充ですけれども、10月1日現在で人事異動のほうを行っております。出納の職員が税務課のほうに兼務辞令ということで発令のほうをしているところがございます。

労働環境云々というふうな話ですけれども、その辺につきましても、当町のほうでは労働環境のほうも守っていきいたいなというところがございます。

以上でございます。

○議長（高野正君） 10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） わかりました。補充は出納からということで、ほんなら出納がまた忙しなるん違うかなと思うんですけども、できるだけ総務課長が言われたように、長時間とか過密労働の中で休職ということがもしか起こったんだったら、そういうことのないように職場の働きやすさというのを守っていただきたいと思います。

○議長（高野正君） 質疑でありますので、皆様にご注意を申し上げます。質問をしてくださいね。意見交換の場ではございませんので。8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） 26ページの社会資本整備総合交付金事業でこの資料をいただいている例古橋、高橋、勘吉橋、3橋の補修設計をされるということなんですが、現状これ例えばこの例古橋なんか、欄干防護柵、ばきっと折れているような状況なんですけれども、現状はこの3橋とも現在は使われているのか、まず使われていないのか、一旦通行どめにしてあるのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） この3橋につきましては、現在普通に通行させているところがございます。



今回の補正なんですけれども、橋梁につきましては5年に1回定期点検を行って、その点検結果に基づいて判定を出すと。全く問題なし、それから5年間の経過観察、それから次の点検までの5年以内に修繕を施すこと、さらに一番ひどいのは即時通行止めを行うというところでございます。今回の3橋につきましては、そういうことで平成28年に橋梁の全橋点検を行いました。その点検結果に基づいて平成30年度において町内の4橋の修繕工事を行います。次の点検につきましては平成33年度、その点検結果に基づいて国へ予算要求をして、実際修繕工事を行うのが平成35年度というローテーションで今考えてございます。しかしながら、今回のこの例古橋ほか2橋、これにつきましては次の点検では恐らく確実に修繕しなさいという結果が出ると担当課では判断しているところでございますので、今の執行残をもってまずは補修設計を行い、来年国へ予算要求を行って平成32年度に国の補助金を使って修繕工事を行いたいという前倒しで行うものでございます。以上です。

○議長（高野正君） 8番、谷口議員。

○8番（谷口徹君） わかりました。前倒しでどんどんこういう危険になるであろう橋に手をつけていくというのは非常に大切なことだと思いますのでやっていただきたいんですが、例えばこの例古橋の一部破断の箇所なんか、今これはそのまま放置していた状態なのか、例えばこういうのを子どもさんなんか、手すりみたいなんこんなん持って歩いたりするときもあると思うんですけれども、このままだと多分指切ったとか何とかというようなそういうけがにもつながってくるんじゃないかなと感じるんですけれども、こういうのは一部そういうさわったらだめよみたいな何かをつけているとか、そういう対策というか、措置はされておるんでしょうか。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） 直ちに応急的な安全対策を施させていただきます。失礼いたしました。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 関連して質問します。25、26ページの例古橋云々の話ですけれども、先ほどの詳細説明にもよりますと、委託料にしたと、工事請負費が委託料に変わったと。28節の中で一つ一つ定義があると思いますけれども、当初何ゆえ、普通の感覚から考えましたら、設計も含めて工事請負費のほうへ組んで委託料、これ最初から設計だけを言うのなら当然委託料のほうへ組み込んで、工事請負費のほうへ予算を組むというのがおかしいと思いますし、またそこら辺、先ほどの説明の中で1つ前の23ページ、24ページの水産振興事業の中でも委託料と工事請負費、同額ではありませんけれども、これちょっと片方が減額して、これも何か振替云々というような説明をされたように思います。今ひとつ、同じように振替の部分なので伺っておきますけれども、ごめんなさい、13ページ、14ページの地籍調査の中で一般賃金で組まれていたものをたしか、ここちょっと僕も聞き漏らしたんですけれども、一般賃金でしたものを消耗品のほうへ、需用

費のほうへ振りかえたと、これどうもちょっとそういう振替ができるというのか、理由が正しかつたらできるのは当然なんですけれども、どういふことで今ごろになってそんな振替が出てきたんかということをおつと説明をお願いいたします。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） まず、道路の面の6、500千円の工事請負費から委託料への振替でございます。当初、工事請負費のほうで本ノ脇橋ほか3橋の橋梁修繕工事というのが計画では14,000千円ということで当初予算を編成しておりました。現在発注したところ、そこで5,250千円ぐらゐの執行残が発生いたしました。補助事業では採択されている、補助金の総額の枠の中では採択されていますので、その執行残をもって橋梁補修設計を前倒して実施するというシステムでございます。

続きまして、水産業振興費の工事請負費から委託料への振替でございます。これにつきましては日高港の西側地区、漁船係留施設整備事業につきましては、県へ委託して県のほうで工事を行っていただいているというものでございます。ただ、一部、倉庫の解体工事ということで、これについては町で発注して町で行うというところで5,200千円当初予算で予算を計上していたところでございますが、現在解体工事も完了し、そこで発生した執行残が2,945千円ほど余ってございます。これをもって、すみません、申しわけございませんでした。その工事のところマイナス1,829千円、執行残が発生しましたので、この1,829千円のうち1,555千円を委託料へ振りかえて、それで和歌山県さんとの協定書を増額変更いたしたいと、そういうものでございます。

以上です。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

地籍調査事業の今回の補正につきましては、賃金と共済費では、正職員で現場の立ち会いなどを対応したことによりまして臨時職員の賃金の減額で、その減額分を消耗品費に振替を行ってございます。地籍調査につきましては国2分の1、県4分の1の補助事業でございます。和歌山県は毎年度、国に対して和歌山県の予算枠の確保のために国に強く要望のほうをしているところでございます。今回のこの補正についてなんです、国や県の補助金を減額することなく歳出の振替のほうで対応したものでございます。ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） この超過勤務手当なんですけれども、25ページ、26ページの土木管理費の中での超過勤務手当、何を言いたいかという、先ほどの中西議員の質問にもありましたように、12月にきて300千円超過勤務手当を上乗せしてくるといふたら、もともと現額が幾らだったのかちょっと私、わかりかねますけれども、ちょっとここにきて大きな何があるか、何か理由があるのかなど。なぜ聞くかという意見もちゃんと言って

おきますけれども、どうも役場の中を見渡したら、産業建設課がいつまでも夜遅くまで電気がついているような気もいたしますので伺います。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

毎年、梅雨の時期の大雨での警戒、それから台風の時期には警報発令とともに参集ということで産業建設課、基本的には警報が発令すると全員参集という体制をとらせていただいています。一例を挙げますと、ある1人の職員でございますが、例えば6月の時期にそういう災害の関係で5時間、7月には3時間、8月15時間、9月31時間、10月6.5時間というような状況でございます。この方、そういう関係で今まで60時間ぐらい超過勤務手当を命令してございます。そういうことで、そういう台風とかの待機、警戒、その後の復旧作業まで含めまして40数時間から60時間ぐらいまでことは出勤させてございます。トータルいたしますと、私以下9名ほどございますので、そういったところで農業委員会費から道路橋梁新設改良費まで今回増額の予算を上程させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） ちょっとここら辺についてどんなに、きちんと聞いておくべきと思うので、心残りないように質問します。聞いておくべきやなと思うんですけども、例えば23ページ、24ページの農地費の中で、土地改良区の管理適正化事業云々と、負担金、拠出金というのがございます。それから、先ほど話題になりました補助金というのがございます。何を言いたいかというと、国のほうが財政に行き詰まってまいりますと、どうしても県のほうへ負担をかけてきます。県のほうもしんどなってくると自治体のほうへ電話がかかってきます。こういうどんなこれから予算でも、将来、この補助金、負担金、拠出金というのがどんどん増額してくる傾向にあるように聞いております。そんな中ですけれども、ここの町にしてみたら、負担金、拠出金をお願いしますと言われたら、嫌だとは言えない立場にあると思うんです。でもこの負担金、拠出金というものが増額してくる、将来、今だけじゃなしに、そういうものに対する認識というのは、例えばこれ町長にお伺いしたいという部分もあるんです。例えばある団体がこれだけの負担金をお願いします、補助金をお願いします、そのときにその団体がどれだけ計画をもってこれに対応した金額かというような視点というのは絶対失うたら、何せやっつけて困ったらこうなっはいかんで、そこら辺ちょっと難しい質問なんですけれども、将来のためにも、この負担金、拠出金、補助金というものに対する認識というようなものについて、総務課長にというのもちょっと気の毒な気もするので、もし総務課長がしんどかったら町長のほうからお答え願えたらと思います。一言お願いいたします。

○議長（高野正君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、当町には美浜町行政改革の実施計画がございます。その中の項目で事務事業等の見直しがございます、その実施項目で町単独補助金等の合理化というところもでございます。この町単独補助金についてなんですけれども、先日なんです、全課を対象としまして、この町単独補助金について調査のほうを行っているところでございます。その調査をもとに、担当課としましたら、来年度の予算査定の中でヒアリング等を行っていきたいというところでございます。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 今の課長のご答弁で十分に考えております。ただ、一言、課長、これ忠告として申し上げたいんですけれども、私、議員としてこういう発言をさせてもらう立場にある、逆に農家として本当に成果が上がった補助金なのか、上がってもいないのに出てくる補助金なのかということは、逆の立場からしたら、本当によく見えます。何を言いたいのかというと、成果、いつも言うPDCAじゃないけれども、その補助金がどれだけの成果を、要するに皆さん方の目的をどれだけ満足させているのか、よく見抜いてください。随分まだばらついていることがあると思います。したがって、課長が今、調査しているということを非常に僕、結構なことだと思います。その上がってきたものをしっかり見ていただきたいなと思いますので、ひとつよろしく願いしておきます。

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 平成30年度美浜町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は10時25分です。

午前十時一〇分休憩

——・——

午前十時二十五分再開

○議長（高野正君） 再開します。

日程第5 議案第5号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第5号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計補正予

算（第2号）につきまして細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ95,678千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億73,421千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、県支出金、県補助金、保険給付費等交付金94,337千円の追加は、歳出の保険給付費の全額、和歌山県から普通交付金として交付されるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金11,025千円の減額は、保険基盤安定繰入金の確定と人事院勧告等による人件費の繰入金でございます。

繰越金、前年度繰越金12,366千円の追加は、財源調整によるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費469千円の追加は、人事院勧告等と扶養手当、児童手当の追加によるものでございます。

保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費78,684千円の追加は、入院患者の増と70歳以上の医療費の増により一般被保険者療養給付費の追加でございます。

高額療養費、一般被保険者高額療養費15,653千円の追加も、入院患者の増と70歳以上の医療費の増により一般被保険者高額療養費の追加でございます。

10ページ、保健事業費、特定健康診査等事業費872千円の追加は、実績見込みによる追加でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 自分自身も国保なんですけれども、今回も今のところ高いというか、県下でもトップクラスの国保税ということなんですけど、今後、来年度もどんな感じになるかというのを見込みで結構なので教えていただけますか。

○議長（高野正君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 北村議員にお答えいたします。

国民健康保険、ことし税率を下げまして、昨年まで上位3番目ぐらいまでに入っておったんですけれども、今現在、真ん中より少し下のほうの状況となっております。来年のことですけれども、まだちょっと県からの納付金の率とかがまだ示されてございませんので、現在お答えをちょっと控えたいと思います。

以上です。

○議長（高野正君） ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。



これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 平成30年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第6号 平成30年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第6号 平成30年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきまして細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ516千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を76,422千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰入金、一般会計繰入金515千円の追加は、人事院勧告等による人件費の繰入金でございます。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金1千円の追加は、農業集落排水事業基金の利子の追加でございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、施設管理費515千円の追加は、人事院勧告等と超過勤務手当の追加によるものでございます。

基金積立金、農業集落排水事業基金積立金1千円の追加は、利子の積立金でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 平成30年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号 平成30年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第7号 平成30年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を1億78,504千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰入金、一般会計繰入金7千円の追加は、人事院勧告等による人件費の繰入金でございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費7千円の追加は、人事院勧告等によるものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 平成30年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第8号 平成30年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第8号 平成30年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,865千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を8億33,679千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、国庫支出金、国庫補助金、調整交付金136千円の追加は、地域支援事業の現年度調整交付金でございます。

介護保険事業費補助金830千円の追加は、当初予算でお認めいただいたプログラム修正料の補助金が内示を受けたことによるものでございます。

地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）364千円の追加、支払基金交付金、地域支援事業支援交付金491千円の追加、県支出金、県補助金、地域支援事業

交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）227千円の追加は、地域支援事業の現年度交付金でございます。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金18千円の追加は、介護給付費準備基金の利子の追加でございます。

8ページ、繰入金、一般会計繰入金201千円の減額は、事務費繰入金の減額と地域支援事業繰入金の追加でございます。

次に、歳出について申し上げます。

10ページ、総務費、総務管理費、一般管理費29千円の追加は、人事院勧告等による人件費の補正と御坊広域行政事務組合への負担金は、前年度繰越金の確定によるものでございます。

地域支援事業費、介護予防・生活支援サービス事業費1,818千円の追加は、実績見込みにより高額介護予防サービス費相当事業18千円、訪問型・通所型サービス1,800千円の追加でございます。

基金積立金、介護給付費準備基金積立金18千円の追加は、利子の積立金でございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。10番、中西議員。

○10番（中西満寿美君） 10ページ、11ページの訪問型・通所型サービス、これ1,800千円の増になっておりますが、これはこの総合事業の中でこういう訪問型・通所型サービスが非常にふえているということなんではないかということをお願いします。

○議長（高野正君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（中村幸嗣君） お答えします。

この予算につきましては、要支援者と認定された方のヘルプサービスであったり、デイサービスであったりの費用でございますが、件数的には昨年度に比べたらふえています。というのは、総合事業に振りかわってきたというところがありまして、今年度の予算についても、そういったことも含んだ上で予算を見込んでおったんですが、当初の予算よりも、予算の計上の見込みの金額よりも、実績から見ましたらちょっと予算よりは超えてきそうな実績状況であったので、今回補正させていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（高野正君） ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 平成30年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第9号 平成30年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第9号 平成30年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,998千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億18,207千円とするものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰入金、一般会計繰入金3,998千円の追加は、事務費繰入金でございます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、一般管理費246千円の追加は、人事院勧告等による人件費の補正でございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金3,752千円の追加は、過年度分療養給付費負担金償還金の精算に伴うものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 平成30年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第10号 平成30年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） 議案第10号 平成30年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収支の収入と支出の補正をお願いするものでございます。

6ページ、7ページ、収益的収入及び支出の見積基礎の収入についてご説明いたします。営業外収益の雑収益266千円の増額でございます。これについては、一般会計から県営農業基盤整備促進事業の負担金分として出資していただくものでございます。

収益的収入の補正額は266千円の増額で、事業収益合計は1億42,293千円となっております。

次に、8ページ、9ページ、収益的収入及び支出の見積基礎の支出についてご説明いたします。

営業費用462千円の増額は、原水及び浄水費266千円の増額と総係費196千円の増額でございます。

これらについては、県営農業基盤整備促進事業で実施されている若野頭首工改修工事による負担金の追加と人事院勧告等に伴う人件費の増額及び住居手当の増額によるものでございます。

収益的支出の補正額は462千円の増額で、事業費用合計は1億31,218千円となっております。

また、1ページの第3条では、当初予算第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として196千円を増額し、21,759千円と定めてございます。

最後に、10ページは補正後の予定キャッシュ・フロー計算書で、資金期末残高は1億83,848千円を予定してございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） 先ほど前にもありましたけれども、この若野頭首工、この工事自体の全体的な工事計画とかというのは目にしたことがないんですが、これは私、議員になってからもずっといろいろ頭首工に関しては出てきますけれども、これは恐らくこれからも何かしら手をつけながらやっていくんだらうというイメージはあるんですが、そのイメージでよろしいですか。

○議長（高野正君） 上下水道課長。

○上下水道課長（大江裕君） お答えします。

この若野頭首工の改修事業につきましては、平成27年度から始まっています。工事の内容的に1期、2期という格好で分かれています。1期については日高川の本流をせきとめるゲートが7カ所あるんですけども、その7カ所について取りかえ及び改修することが主な事業で、平成31年度で1期地区については終了する予定でございます。2期地区については、若野水路への取り込み口の頭首工の改修が主な事業になります。これについては平成30年度、ことしから始まる事業で、これについては平成32年度で終了の予定でございます。この2つの事業では32年度で終了の予定でございますので、これから大きなそういう負担金を求められる事業については、今のところ土地改良区とか関係団体からは聞き及んでいませんので、しばらくの間はないのかなというイメージを持つ



ています。

以上でございます。

○議長（高野正君） ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 平成30年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第11号 工事委託契約の変更についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第11号 工事委託契約の変更につきまして細部説明を申し上げます。

平成30年度における日高港（西川地区）漁船係留施設整備事業につきましては、平成30年6月議会において1億67,000千円の契約金額で議決いただき、同日付で和歌山県と協定書を締結の上、委託して、物揚場における鋼矢板の製作・打設工や防波堤・取付護岸の上部コンクリート工などの建設工事を進めてきているところであります。

現在、和歌山県において2件の工事が発注されており、その契約額に関しましては、あわせて1億5,744万3,480円でございますが、本年度の補助事業採択額を鑑み、事業のさらなる進捗を図るため、和歌山県との間で締結している協定書中の契約金額を4,500千円増額し、1億71,500千円に変更いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

補足といたしまして、工事の概要に関する資料をお手元に配付させていただいております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） これから質疑を行います。2番、谷議員。

○2番（谷重幸君） この工事の進め方とかはある程度理解しているつもりなんです、事業のさらなる進捗を図るため4,500千円、実際4,500千円のできるということといたら、かなり限られてくると思うんですけども、仕組みは理解しておるつもりですが、こういうさらに事業を進めるんやというときに、もっと大きな枠で物事は考えられないのかどうかというところ、採択額もいろいろあるでしょうけれども、そのあたりの意見をお聞かせください。

○議長（高野正君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） お答えさせていただきます。

質問の趣旨からちょっと外れるかもわかりませんが、この現場、添付している資料の写真のように、コンクリート構造物の解体、それから陸上掘削、水中掘削、そこで発生した土砂の仮置き、粘性土の処分、コンクリートがらの処分、それから矢板の打設、上部コンクリート工、最後の埋戻工というような、なかなか幾つもの工程のある工事でございます。現在、1億50,000千円程度の契約額ですけれども、和歌山県さんのほうでいろいろ今後、受注業者さんと増額の変更契約を行い、進めていきたいという話の中で、一方、1億78,898千円、その補助事業採択額を鑑み、目いっぱい出せるところが今回の4,500千円であったというものでございます。

なお、それ以外にも、町のほうで執行しています先ほどの倉庫の解体工事、それからN T T柱の2本の電柱の移設補償費が1,300千円程度でございます。トータル的に見まして、結果として4,500千円になったというところでご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（高野正君） ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第11号 工事委託契約の変更については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

まことに申しわけない。少し早いんですが、再開は13時30分です。

午前十時五十五分休憩

——・——

午後一時三〇分再開

○議長（高野正君） 再開します。

お諮りします。

日程第12 議案第12号 美浜町多目的室の指定管理者の指定について、日程第13 議案第13号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定については、同種の事件として一括議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野忠君） 「異議なし」と認めます。したがって、日程第12 議案第12号、日程第13 議案第13号を一括議題とします。

本件については、谷議員は地方自治法第117条の規定に該当し除斥されますので、退場を求めます。

（谷議員退場）

○議長（高野正君） 2件について細部説明を求めます。副町長。

○副町長（笠野和男君） 議案第12号及び議案第13号について、一括して細部説明を申し上げます。

議案第12号 美浜町多目的室の指定管理者の指定についてでございますが、美浜町多目的室の指定管理者に一般社団法人煙樹の杜を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

指定の相手方は、日高郡美浜町大字和田1167番地、一般社団法人煙樹の杜、理事長、西垣哲雄氏とするものでございます。

指定期間は、平成31年1月1日から平成32年3月31日まででございます。

議案第13号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定についてでございますが、美浜町産品コーナーの指定管理者に一般社団法人煙樹の杜を指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

指定の相手方は、日高郡美浜町大字和田1167番地、一般社団法人煙樹の杜、理事長、西垣哲雄氏とするものでございます。

指定期間は、平成31年1月1日から平成32年3月31日まででございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高野正君） 2件一括して質疑を行います。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今の細部説明を聞かせていただきまして、我々議員という立場から地方創生というものがあまして、その経緯の中でここに一般社団法人の煙樹の杜というところに指定管理をお願いするという、これはわかります。そういう施設をつくったのもわかります。しかし、その中からどういう経緯をもってこの煙樹の杜というところに管理を委託するのか、そこら辺の経緯というのが全くわからないんですけれども、どういう経過を経てここにお願いしたのかというようなことの経緯について説明をお願いしますか。できたらちょっと全員協議会か何かを開いて、そこら辺のことを、こんな経緯でこうなりましたという前置きというか、あったらわざわざここで説明を聞く必要はないんだと思うんですが、いきなりここにしますというのでは、ちょっと我々も理解しかねますので、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（高野正君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えいたします。煙樹の杜に対して指定管理をお願いする、ここまでの経緯ということでございます。

まず、議員おっしゃられるように地方創生の事業が始まりまして、協議会を結成いたし

まして、合計8回の協議会を開催しております。それで協議会の中から、具体案検討部会という部会がございまして、その中から第5回協議会で初めて法人化の話が出ております。そこで法人化を行って運営を担っていきたいというようなことで協議会のほうへもお話がありまして、その後、協議会の副会長であります西垣氏を中心に、一般社団法人煙樹の杜というのを設立いたしました。それで12月に指定管理の申し込みを受け付けた次第でございます。これにつきましては、美浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の第2条の中の第2項の1に該当すると考えてございます。2項の1というのは、地域性が高いため、地域住民組織の指定が適当と認める場合というのがございますので、その条例に従いまして提出書類を審査した結果、一般社団法人煙樹の杜に指定管理をお願いいたしたく考えております。

以上でございます。

○議長（高野正君） 9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今の課長の説明よくわかるんです。しかし我々が何を不安に思っているかという、一番最初から申しましたように、地方創生というのは、いわゆる国のアベノミクスというローカルアベノミクス、そういう目的でできたという目的もよくわかります。今、そういう話は、もう百も承知であります。そんな話はしませんけれども、それで町長がこういう方向で地方創生を進めたい。よくわかります。議員として誰一人反対する人はおらなかったと思います。そして今言う協議会云々つくって、西山さんをお招きしてこういう計画を進めていった。そのことには何の異論もございません。ちゃんとパフォーマンス、キーパフォーマンスインジケーター、こういう行動を行いますよ、キーゴールインジケーター、こういう結果を残しますよということはちゃんとそちらのほうで出してくれているので、我々議員として何らその至りつくゴールというものに文句は持っておりません。異論も持つてございません。そのとおり行くのでしたら。でも一番最初から今までをずっと議員という立場で見せてもろうてたら、住民の方、またこうやってかわる方に非常に苦勞させるだけで、本当にそのキーゴールまで至りつけるのかなと、その点を非常に疑問に思っている。ですから今の質問も、100%町長を信じ、我々として異論を申し上げるつもりはないんですけれども、ただ、見ていたら、これうまいこといくんかいよ、この人らに苦勞さすだけ違うんかいよ。賛成するとしたら町長を信じてしか手を挙げられへん。内容は全然わからないんでね。そこら辺の心情というものを、こうします、ああします、こうしますと言うんですけれども、現実的にこれ、人口の増加にまで至る可能性というのがあるんですか。

ローカルアベノミクスというのは、東京一極集中云々ということからして、本当にこの場に職場をつくって人口をふやすというのが目的でしたよね。この中から本当に見えるんですか。それ以上細かいことを聞いたからというて、それは答えようもないし、今までやってきたことはできるんですけれども、実際問題、これ町長に聞いてもええと思う、答えてもうたら一番ということで、本当に自信持って、我々は町長を信頼して手を上げさせ

でもらってよろしいのかどうかという、この1点だけきちっとご答弁願いたいと思います。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田渕議員にお答えいたします。

私どもまちのほうも、この煙樹の杜という形の中で、必死になって今、闊歩しながら、議員がおっしゃるとおり心配やよということを、本当打開しながら今後ともやっていきたいなと思ってございます。

それと、地方創生という形の中での人口というような形、それは議員と私自身も一緒にございます。本当厳しいということも私自身も認識もしてございます。その辺につきまして、危惧するところは全くないかということ言えば、危惧もございます。ただ、やはり前向きに進んでいかざるを得ないというのが私の現在の心情でございまして、その辺に関しましてどうかご理解を賜りたいなと、このように思っております。

少し余談というような形になるんですけれども、和歌山県の推計人口ということで、先般もちょっと印南町で人口等々ということも載っておったかと思うんですけれども、本当美浜町も海岸沿いの町ということで厳しいのが現実、現状でございますが、平成30年の、だから昨年10月1日現在の千人当たりの出生率ということ言えば、本当皆様方の頑張りの中で、出生率が和歌山県30市町村の中で、3年前が19番目、そして昨年が10番目、そして本年、出生の千人当たりの人口ということ言えば2番という形に現時点でなっておりますので、これに本当あぐらをかかずに、今後もそんなんですけれども、人口とかその辺も含めた中で頑張ってもらいたいなと、このように思いますので、どうかご支援よろしくお願い申し上げたいなと、このように思います。

以上です。

○議長（高野正君） 9番、田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 今の町長の基本的なご発言、理解します。信じて賛成させてもらいたいと思うんですけれども、賛成討論じゃありません。しかし、ここから3年、4年、予算の切れ目が縁の切れ目。町の財政から財政を持ち出さないかん。そんなことは夢、夢、ないんですよ。私、9月に質問したのは、この地方創生で、今のは5年間の集大成で、また新しい予算をもらいに行くために東京に行く、これを展開するために。そういう時期なんですよ、今。でも我々の持っている不安は、今までしてきたことを、ここから先どんなにいくんよ、これうまいこといくんかいうて。本当のローカルアベノミクスってそんなことじゃなくて、これが基盤になって次から次へ幾らでも発想者やら国は出しますよと言うてくれているんですよ。それが本来の地方創生のはずなんですよ。ですから、ここ2年、3年になって、よもや一般会計から繰り出すというような、そんな心配はないんですよ。

それと、いま一つ、町長が今言ってくれましたように、美浜町が2位というのは、非常に一面から見たら喜ばしいことで、町長もおっしゃられたように、あぐらをかかないようにしますというのも当然です。でも、これだけは、その数字の中でご理解していただきたいのは、和歌山県というのは、もっと過疎、我々よりも条件の悪いところが多



いんですよ。自然にこの形は出てくると思います。まだ、多分、市と町の中では、美浜町が一番コンパクトシティ化されておりますので、その数字のトリックだけで2位になったから安心だというふうな、確かに喜ばしいことなんですよ。でも、それで2位だからということ余り胸張って言わんほうが、僕は今後のためにいいと思いますので、一言私の見解をつけ加えておきます。今申しましたように、くどいようですけども、ここ何年から後で予算つき込むというふうな、そんなくだらん心配をしてくれるな、そういうしっかりとした一言をいただきたいと思います。

○議長（高野正君） 町長。

○町長（森下誠史君） これからということで、本当、緒についたところでございます。その方向で、議員のおっしゃることも当然でございますし、私自身もそのつもりで、その気持ちの中で今後とも取り組んでまいりたいなと、このように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高野正君） 3番、碓井議員。

○3番（碓井啓介君） 今、町長が、2年後以降ぐらいに、まちから入れることのないよというふうなご発言いただいて、そうであれば非常にうれしいなと思っておりますが、去年ですか、全協の折に、パートの人の給料、時給幾らなとかという話を聞かせていただいた折に、当時2,300円ぐらいの給料を払っていると。多いときには30万円を超えるような給料をパートの方が取っていたというような事例があったかに思うんですけども、その辺のところ、議員としては予算執行において賛成はさせていただきましたが、その執行の中身というのは全然見えてないんです。そういうふうに通って、やっと出てくるようなことなので、これをこっちから聞かんでもちゃんと出てくるようなシステムであるとか、何らかそういうものが、ここへきて指定管理者というような形になってきたので、ちょっと時限的には遅いのかなと思うんですけども、その辺のところを、町長としては、もうちょっとつまびらかにしていただけるような考えみたいなものはどうでしょう。ないですか。

○議長（高野正君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えいたします。

なかなか見えにくいやないかというふうなお話でございますけれども、私、防災企画になりまして、この地方創生につきましては、議会が終わる、また議会が始まるごとにいろいろと説明させていただいているつもりでございます。執行状況につきましても、29年度の実績、また29年度の繰り越しの決算であったり、30年度の予算案であったりというような説明をさせていただいているつもりでございます。これでは足りないよということであれば、またご指摘いただいたらというふうには思っておりますけれども、私といたしましては、できる限り説明させていただいているというふうな認識でございます。

○議長（高野正君） 3番、碓井議員。

○3番（碓井啓介君） 今、課長おっしゃられたように、いろいろ教えていただいている

ところはたくさん、多々あると思うんですけども、例えば先ほどお伝えさせていただいた時給が云々とかというのは、これはもう全然出てきてなかった話で、和歌山県が時給800円を切っているという時点で2,300円の時給、いかななものかというのは普通に思うんですけども、それが決まった折の根拠を何ですかと聞いたら、協議会で決まりましたというふうなご発言だったんです。だから協議会で決まったことに対して、議員としてはとやかく言うところはないんですけども、それは協議会で決まりました、一般の方が800円という時給でやっているところを2,300円でやっていますというのを、はい、そうですかと言わなければならない議員というのを、ちょっとこの辺で私もじっくり腑に落ちないところがあるんです。ですから、その辺のところをもうちょっと腑に落ちるように、なかなか難しいとは思うんですけども、していただけたらと思うんですけども、どうでしょう、その細かいところというのはもうなしで、上のところをさっとというような格好でいくんでしょうか。

○議長（高野正君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えいたします。

時給の話はございますけれども、今後、一般社団法人のほうでお認めいただいて指定管理をしていくようになれば、今までもそうですけれども、できるだけ細かいところまで資料提示というのはしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解よろしくお願います。

○議長（高野正君） ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野忠君） これで質疑を終わります。

これから議案第12号について討論を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野忠君） 続いて、議案13号について討論を行います。9番、田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 12号議案も同様の賛成の意でございますけれども、本当に、今、碓井議員も言われましたように、この地方創生始まっての経過の中で、議員というのは非常に疑問を持つというか、不安を持っております。これでスタート地点に立てるといことなんです。そのスタート地点に立つに当たって、私は随分と厳しく、町長に頑張れるんかと。我々、細かいところはやっぱり開示できない部分もあるし、いろんな些末の事柄がたくさんあり過ぎて説明がつかないこともあります。だから我々としては不安を抱えていますけれども、町長が頑張ってやっている、これでいけるんやと、その一言を信じて賛成討論いたします。

○議長（高野正君） 反対討論ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（高野正君） これで討論を終わります。

これから議案第12号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第12号 美浜町多目的室の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第13号について採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（高野正君） 挙手多数です。したがって、議案第13号 美浜町産品コーナーの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

谷議員の入場を許します。

（谷議員入場）

○議長（高野正君） 日程第14 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び美浜町会議規則第128条の規定によって、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定することにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 「異議なし」と認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しています議員派遣の件のとおり決定しました。

しばらく休憩します。

午後一時五十三分休憩

——・——

午後一時五十四分再開

○議長（高野正君） 再開します。

お諮りします。

ただいま、各委員長から、各委員会の閉会中の継続審査及び調査について申出書が提出されました。

これを日程に追加し議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 「異議なし」と認めます。したがって、各委員長の閉会中の継続審査及び調査についてを日程に追加し、追加日程第15として議題とすることに決定しました。

追加日程第15 各委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題とします。

各委員長から、目下、委員会において審査及び調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（高野正君） 「異議なし」と認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

ここで、各委員会の委員長から委員会の状況について発言を求められていますので、これを許可します。

まず、総務産業建設常任委員長から、委員会の状況について発言を求められていますので、これを許します。碓井委員長。

○総務産業建設常任委員長（碓井啓介君） 委員会調査報告させていただきます。

本委員会が継続審査の申し出をしている調査事件について、会議規則第47条第2項の規定により調査結果を報告します。

1件目。調査事件。西川河川改修について。

①として調査の概要。和田不毛など西川流域の冠水被害対策は、本町の長年の懸案事項であり、担当課からも毎年報告を受けている。委員会において、平成30年6月にポンプによる排水で成果を上げている静岡県磐田市に行政視察に行ってきました。また、平成29年度から河川改修工事も始まっています。

なお、河川改修工事はまだ始まったばかりで、今後も注視していきたい。

調査の結果。継続調査とする。

2件目。調査事件。保安林の保護育成について。

調査の概要。毎年、担当課より、煙樹ヶ浜における松くい虫被害状況、また保安林関係主要事業が報告されています。被害状況としては、ここ数年、被害本数の大きな変化はありませんが、煙樹ヶ浜の松林は本町にとって大切な防風林でありシンボルです。今後も最大限に関心を寄せていきたいと思えます。

調査の結果。継続調査とする。

3件目。調査事件。美浜海岸の浸食現象及び災害対策について。

調査の概要。毎年の担当課からの報告によると、美浜海岸全体としては、大きな汀線の変化はなく安定している面もあるが、部分的に土量の減少が見られるところもある。委員会としても、平成28年、30年に北陸地方と静岡県に海岸浸食、防潮対策、津波対策を目的とした行政視察に行ってきました。浜ノ瀬地先の越波被害については、パラペットのかさ上げ工事が始まっており離岸堤の計画も進んでいますが、昨今の気象変動によるものか、越波被害が美浜海岸全体に広がってきているように思われるので、これからも注視していきたい。

調査の結果。継続調査とする。

4件目。地方創生について。

調査の概要。担当課に経過報告を求めるとともに、不定期に行われた協議会に傍聴として出席し調査を行った。地方創生事業は現在進行中であるが、不安定な要素も多く引き続き注視していきたい。

調査の結果。継続調査とする。

請願について。

1件。ひまわりこども園における防災対策に関する請願書。

処理顛末。平成28年12月16日、本会議において採択。

以上です。

○議長（高野正君） 次に、文化厚生常任委員長から委員会の状況について発言を求められていますので、これを許します。龍神委員長。

○文化厚生常任委員長（龍神初美君） 委員会調査中間報告をさせていただきます。

本委員会が継続審査の申し出を申請している調査事件について、会議規則第47条第2項の規定により、調査結果及び中間報告をいたします。

1、学校教育について。

調査の経過。平成29年1月23日、松洋中学校へ課題解決に向けた主体的、協働的な学びの推進事業委託の取り組み及び武道館の非構造部材耐震改修工事である吊り天井撤去後の現地調査と、平成30年2月8日、松原小学校へ授業参観と共育ミニ集会の視察調査の計2回の調査を行いました。

調査の概要。課題解決に向けた主体的、協働的な学びの推進事業委託の視察は、県の事業のモデル校になり、本町が取り組んだわけですが、どのような取り組みかの調査を行いました。内容は学力向上を目的とした放課後授業でした。また吊り天井撤去後の武道館も視察できました。

松原小学校の授業参観では、各学年それぞれ趣向を凝らしたテーマで、調べたことの発表や楽器演奏など準備された課題を視察。また共育ミニ集会では、「スマホ・ケータイ安全教育」と題し、4・5年生、保護者、地域の方や教職員等々を対象にNTTドコモより講師を招いた講演を視察しました。これらの調査から、近年の環境の変化による課題や施設面の問題点などいろいろ浮かびあがる中、学校教育の更なる充実と発展に今後も取り組んでいく必要があると考えます。

2番目に、ひまわりこども園について。

調査の経過。平成27年12月10日、給食の試食調査を目的とした訪問調査と、平成29年6月27日、民間の外国人講師による英語教育の視察調査の計2回の調査を行いました。

調査の概要。子どもたちが日ごろどのような食事や園生活をしているか、栄養面、衛生面、施設面などを視察しました。食事は、肉類や野菜などバランスがよく、子供でもおいしく食べられるように工夫がされており、施設面では、調理場や調理作業も衛生に気配りされていました。



また、平成29年5月から取り組んだ4・5歳児を対象とした生きた英語教育は、本町の念願の取り組みで、子ども達の反応も心配でしたが、すぐに先生や英語になれたようで、元気いっぱいに取り組んでいる姿を視察することができました。園ができて10年を迎え、教育の内容や施設面ではいろいろな改善もされつつある中、衛生面や感染症、人事面等々、今後も調査していく必要があると考えます。

3つ目、介護保険について。

調査の経過。平成30年7月10日、福祉保健課より介護予防による地域づくりを学ぶ行政視察研修の事前勉強会を行い、平成30年7月18日から20日、岡山県津山市、高知県高知市、兵庫県洲本市で行政視察調査を行いました。

調査の概要。介護予防の先進地におけるいきいき百歳体操の取り組みを通して、介護予防による地域づくりの現状を学び、本町の充実を図ることを目的とした視察研修を行いました。各地の継続支援策や地域づくりの取り組み、自立支援、重度化防止を目指した地域ケア個別会議の取り組み状況などを学び、住民主体の取り組みがこの事業の原動力になっていることを改めて認識しました。いきいき百歳体操は、健康づくりだけにとどまらず、高齢者の憩いの場として新たな地域づくりの拠点へと展開しています。本町におけるいきいき百歳体操のさらなる充実と継続とともに、力強い介護予防による地域づくりへの発展を、委員会として今後も継続して調査をしていく必要があると考えます。

以上3件につき、いずれの件も継続審査を希望します。

以上です。

○議長（高野正君） 次に、議会広報特別委員長から委員会の状況について発言を求められていますので、これを許します。谷委員長。

○議会広報特別委員長（谷重幸君） 委員会審査中間報告。

本委員会が継続調査の申し出をしている調査事件について、会議規則第47条第2項の規定により、中間調査経過を報告します。

特別委員会は、常任委員会とは異なり、特定の付議事件の審査・調査のためにその都度設置され、議会の議決により付議された事件を審査・調査することを目的とされるものがあります。

広報特別委員会では、継続審査の申し出として「議会広報について」を事件とし、主として議会だよりの発行を目的としているものであります。過去にさかのぼりますと、広報特別委員会が設置されたのは、平成20年の第1回定例会となっております。また、その前身であります議会だより編集委員会が結成されたのが、昭和58年12月とのことです。その当時から数えると、議会だより133号までの発行を現在まで行ってきております。また、ホームページによる情報公開も行っているところではあります。しかしながら、そのあり方は、今後、一考を要するものであると認識しております。

広報特別委員会の活動としてホームページに関して報告するものではありませんが、平成30年6月より、議長権限ではありますが、会議録の公開をホームページ上で行っている

ところであります。また、主な活動である議会だよりにおける編集作業では、見やすく伝えるための工夫や写真の掲載等、興味を引く工夫などもこれまで行ってきたところがあります。しかしながら、一部構成など改良を行ってきたところではありますが、全体的な構成は長年変わっておらず、今後、全体的な構成から見直す必要性もあるものと考えております。

さまざまな時代背景の中で、住民が求める情報、また議会が広報として出す情報の役割にも変化があるように感じております。また、この4年間において、毎年東京で開催される町村議会広報研修会への参加もしてまいりました。研修では、広報としての役割やそのあり方、また伝える為の工夫や編集や構成の考え方など、毎年開催されるコンクールでの表彰などを参考に多くの講義を受けてまいりました。これまでも多くのことが、我がまちの議会だよりにも反映され、文章一つを考えることからしても、多くのものが参考にされているものであります。研修については、より広い視点に立って議会広報を考える上で、先進地の視察や、新たな形で広報について学ぶ機会を模索していく必要が、今後、より出てくるのでは感じております。

広報において、「開かれた議会」という大きなテーマを考える中に、議会と住民をつなぐ大切なツールとして、議会だよりもその一端を担う役割があると考えますが、議会だよりのみならず、あらゆる形で広報の役割は今後増していくものと感じております。さまざまな時代背景の中に、広報の考え方、また必要な情報、その質を含め、より研さんを重ね、情報のあり方について今後考えていく必要があると考えております。

以上、議会広報特別委員会の委員会審査報告といたします。

○議長（高野正君） 次に、地震・津波対策特別委員長から委員会の状況について発言を求められていますので、これを許します。北村委員長。

○地震・津波対策特別委員長（北村龍二君） 委員会調査中間報告をさせていただきます。

本委員会が調査の申し出をしている調査事件について、会議規則第47条第2項の規定により、調査結果及び中間報告をします。

1つ目、東北地方視察研修について。

調査の経過。平成27年10月28日、29日、30日に大船渡市、陸前高田市、気仙沼市、南三陸町、名取市に視察研修。

調査の概要。実際の現場を目の当たりにすると自然の脅威は恐ろしく、復旧・復興にはかなりの時間と労力と資金が必要。行政も麻痺し手につけられない状況と聞く。被害を未然に防ぐことも重要であると考え。

2つ目、緊急離着陸場立地条件の検討及び松原地区高台津波避難場所について。

調査の経過。平成28年2月15日に防災企画課からの報告説明を受けた。

調査の概要。三尾地区における孤立を防ぐための策として、緊急離着陸場の立地条件の検討報告と、松原地区高台津波避難場所の整備に関する経過と今後についてお話をお聞きしました。

3つ目、松原地区高台現地調査について。

調査の経過。平成28年5月15日、松原地区高台現場にて現地調査。

調査の概要。高台現場での完成間近の状況を視察、防災企画課より説明を受けた。今後、この高台の完成により津波被害から命を守る事ができる実感が湧くと同時に、新たに今後建設される高台や資機材の検討内容にもつながると思います。

4つ目、熊本県、福岡県視察研修について。

調査の経過。平成29年7月31日、8月1日、2日に熊本県益城町、南阿蘇村、熊本市、久留米市、福岡市に視察研修。

調査の概要。熊本地震による現在の影響と現状、復旧・復興状況について現地説明と避難場所運営の状況を課題についてご教示いただきました。

5つ目、陸上自衛隊信太山駐屯地視察について。

調査の経過。平成30年11月7日に陸上自衛隊信太山駐屯地視察研修。

調査の概要。大規模災害に自衛隊としてどのような対応をしていただけるのかをご教示いただき、また、どのような装備品を用いて災害派遣をしていただけるのかをご教示いただきました。安心して我々が日々生活できるのは、このような方々のバックアップがあるからだと改めて実感させていただきました。

以上、調査の結果、今後も引き続き調査を必要とします。

以上です。

**○議長（高野正君）** 最後の議会ということで、私のほうから一言申し上げます。

本当にこの2年間、つたない議長でありましたが、不信任案も出されず何とかやってこられました。谷副議長を初め同僚議員の皆様方の温かいご配慮、またご指導、また時には井田局長のほうからいろんな細かいことを調べていただいたりしております。そうしたおかげで何とか、まだまだ任期はありますが、このまま任期を終えそうなので、本当にありがとうございました。また来期お会いできれば、またご勇退される議員もおられますが、仲よくやりましょう。（拍手）

ここで、田渕議員から発言を求められていますので、これを許可します。田渕議員。

**○9番（田渕勝平君）** この議場を去り行く者として発言の機会を与えてくださいます、まことにありがとうございます。一言、御礼も兼ねて申し上げさせていただきます。

1995年、あの阪神・淡路大震災がちょうど私の1期目の告示の早朝でございました。それまで私たちの世代というのは、皆さんも以前に聞いたことがあるかと思いますが、「戦争が終わって僕らは生まれた。戦争を知らない子どもたち」という、何かグループの方が歌っておられたような歌がございましたけれども、まさしく戦争が終わって私たちは生まれました。そして歩き始めて、歌詞にありますように、そして大人になって歩き始めました。考えてみてください。今の時代と随分と違います。結果、ジャパン・イズ・ナンバー1、そういうことがよく言われました。また1億総中流と言われました。ある意味で

非常に幸せな時代を送らせていただきました。

そして、この議場に赴く少し前、1989年でしたか、29日の東証の大納会で38,900円でしたか、異常な最高値で終わったのが明けの発会で大暴落をいたしました。あのバブル崩壊のきっかけ。そして今申しました1995年のあの阪神・淡路大震災であります。この議場に寄せてもらうに当たりまして、非常に幸せだった私のようななまくら者が、地方自治というものはそんなに簡単なものじゃないんだよ、甘いものじゃないんだよ。本当に心構えというか、心してかからねばいけないという気概を育ててくれた一つのきっかけになったように思います。

さて、それからの二十数年でございます。この間の中西議員のご発言にもございました。今、日本はOECDで貧困率が第6位でございます。ひとり親家庭の中で悲しい記録ではありましようが1位でございます。先ほど町長とも話しましたように、今の時代、これからの時代、人口減少に起因するインフラの整備も含めて、私が去り行く者としては非常に職員の方々、また議員の皆様には大きな問題、大きなお願いをして去っていく者、そのようなものだかと深く感じております。

そこで、今から170年か80年前にイギリスのジェームス・ブライスという議員がおられました。政治学者でありました。その方が、皆さんもよくご存じのように、「地方自治は民主主義の学校である。そして成功のよき保証人である」という言葉がございます。国の政治が偉くて地方が小さくてつまらんのではなく、最も身近な団体を民主的に運営することができたら、民主国家を手に入れる可能性が高くなるであろう。この本当にこれから迎える大変な時期に、我々が信じて望むべきことは「地方自治は民主主義の学校である」、この一言だと感じております。

しんどい問題を皆様をお願いして去っていくということは、ある意味で非常に無責任かと思いますが、一住民として、今後、皆様方のご活躍を期待、また私にできることは何なりと応援させていただく所存でございます。20年間この議場に世話になりましたことを皆様に深く御礼申し上げて、私のやめていく、去っていく者の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（高野正君） 次に、中西議員から発言を求められていますので、これを許可します。中西議員。

○10番（中西満寿美君） 私は、このような貴重な時間をいただくのは悪いなと思いついて、一般質問のときに引退のご挨拶を申し上げたんですけども、きょうはまたこんな時間をいただきましてありがとうございます。

私は65歳のときに立候補いたしました。ところが、その65歳のときといいますが、40年近く、朝、家を出て、夜、帰ってくる、こういうような生活を続けておりましたので、町政のことはもちろん、地域のことも本当に何も知らない、そういうふうな状況の中での立候補でございました。前任の方がお母さんの介護が必要になったということでお話が来まして、私にできるかなと思って、何とか引き受けさせてもらって、皆さんの

ご支持をいただいて当選させてもらったんですけれども、本当に何にも知らない中で大変でございました。それでも、この前も申し上げましたように、さまざまな方々からいろんな教えをしていただきまして、育てていただきまして、本当に12年間ありがとうございました。

先ほど、田渕議員が退任のご挨拶の中で、地方自治、民主主義ということをおっしゃったけれども、私は、今回の臨時国会を見ていて、本当に日本の民主主義というのはどうなっていくのかなど。町議会は民主主義であると思いますが、国会、本当に私たちが手本としなければならない国会のありさま、何ということかと非常に情けなくなったわけですが、やはり国会というのは町会だけと違って、私たち有権者、主権者がやっていくものですから、本当に民主主義、地方自治というものを実現できるように、退職をいたしましても地域で頑張っていきたいなと思っております。

町政に対してはどのようなことをやったかと、本当に恥ずかしい限りでございますが、私にとってはこの経験、12年間の経験、非常にいい経験をさせていただきました。といいますのは、60を超えて勉強をする、誰かに何かを教えてもらう、こういうチャンスはなかなかありません。ぼーっと過ごしていったら年金をもらっていいわけなんです。ところが、こういうチャンス、多くの人からいろんなことを教えていただく、またみずからもいろんなことを勉強していく、こういう経験をさせていただきましたこと、そして皆さんにいろいろとお世話になりましたことを最後にお礼申し上げて、退職というか、これで議員をやめさせてもらう挨拶といたします。本当にありがとうございました。（拍手）  
○議長（高野正君） 引き続き、町長から発言を求められていますので、許可します。町長。

○町長（森下誠史君） 議長のお許しをいただき、一言お礼を申し上げます。

まずは、本定例会の議案全てにつき慎重審議をしていただき、そしてご承認を賜りましたこと、厚くお礼申し上げます。

さて、本日が任期の最終定例会でございます。議員の皆様方には大変お世話になり、ありがとうございました。

私事で恐縮ですが、平成23年2月に町長選挙ということで初当選させていただきまして、「感動のみはまは笑いと元気から」をスローガンに、美浜の課題に無我夢中で走ってまいりました。その中で議員の皆様方にはとても支えていただき、そして教えていただいた年月だったなど、このように認識しております。時には厳しい議論、そしてご指摘をいただきながら少しずつ成長できたのではないかなど、このように感じてございます。また、町民の皆様方にもたくさんご指導、そしてご助言をいただきまして、意見を交わして歩んでまいりました。そして何よりも職員の皆様には随分とご苦勞をおかけしました。皆さんの協力があったのでございます。本当にありがとうございました。

結びに、皆様のご健勝、そしてご多幸をご祈念申し上げ、私の挨拶といたします。本当に皆さん、ありがとうございました。（拍手）



○議長（高野正君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年美浜町議会第4回定例会を閉会します。

午後二時三〇分閉会

お疲れさまでした。